

第1章 総則

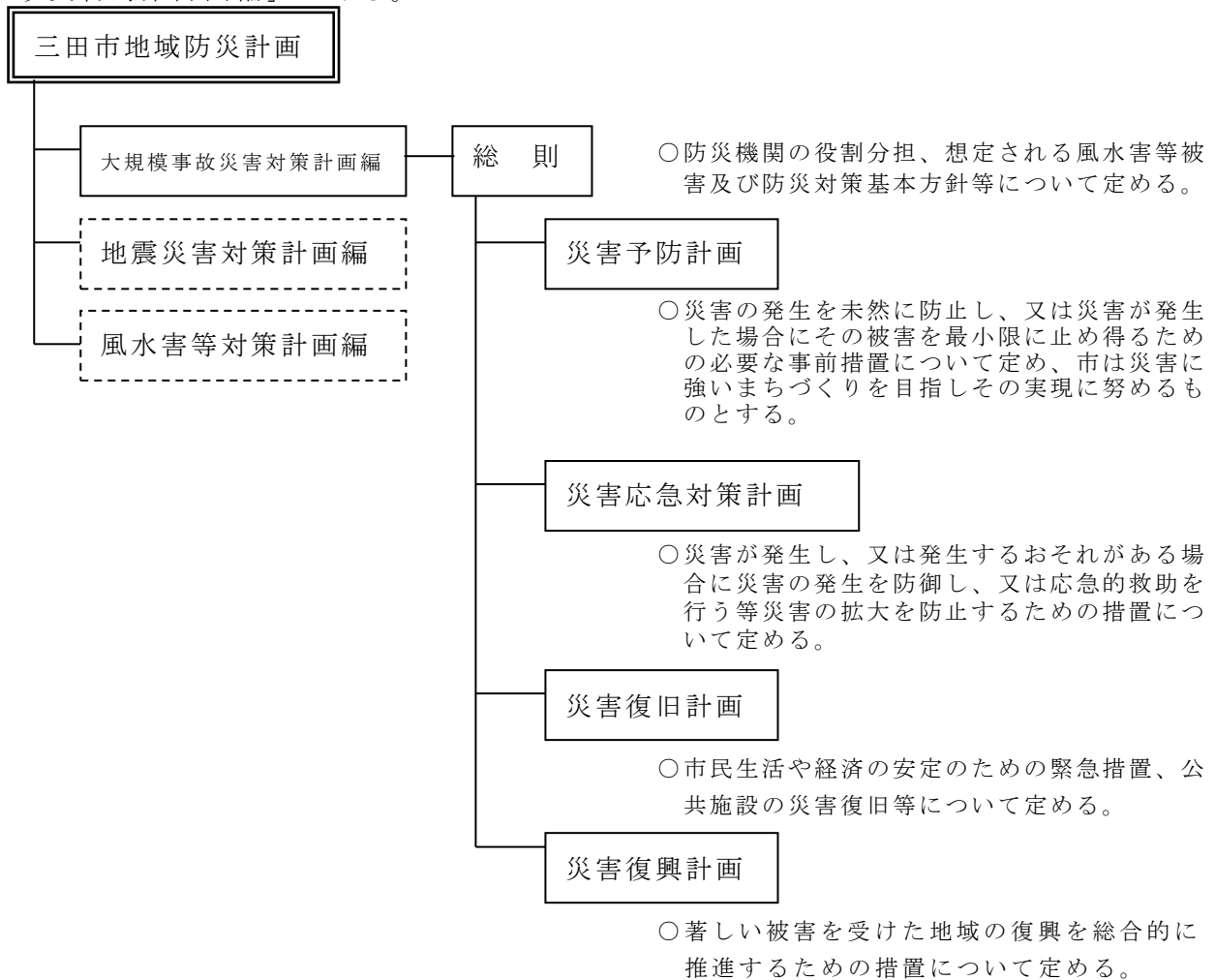
第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第42条の規定に基づき、三田市の地域に係る災害の内、原子力災害及び航空災害、鉄道災害、道路災害等の大規模事故災害に関する対策についてその基本を定め、市民の積極的な協力のもとに防災活動を効果的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の構成及び内容

この計画は、未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災（平成7年1月17日）の経験を教訓として生かし、三田市の地域特性により想定される災害を基礎に防災対策の基本方針に即し、以下に示す災害に対処するための基本的な計画を定めたものである。

なお、この計画は、三田市防災会議が作成する「三田市地域防災計画」の「大規模事故災害対策計画編」である。



第3節 計画の運用

第1編「地震災害対策計画編」第1章「総則」第3節「計画の運用」を準用する。

第4節 防災対策基本方針

第1編「地震災害対策計画編」第1章「総則」第4節「防災対策基本方針」を準用する。

第5節 防災機関等の役割

第1編「地震災害対策計画編」第1章「総則」第5節「防災機関等の役割」を準用する。

第6節 三田市における災害特性

第1 地域の自然条件と社会条件

第1編「地震災害対策計画編」第1章「総則」第6節「三田市における災害特性」第1「地域の自然条件と社会条件」を準用する。

第2 原子力災害等の想定

本市に影響がある原子力災害としては、核燃料物質等の運搬時における放射性物質の放出による災害、放射性同位元素の取扱事業者からの放出による災害及び放射性物質が不法廃棄される事案等が想定される。また、放射性物質の放出では、火災や風水害とは異なり放射性物質又は放射線の存在を五感で感知することができないため、市民の不安もかなり大きなものとなる。

1 対象となる災害の範囲

この計画における「原子力災害等」とは、以下の範囲を対象とする。

- (1) 放射性物質の事業所外運搬において、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外に放出される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害を生じ又は生じるおそれがある場合（以下「事業所外運搬災害等」という。）
- (2) 放射性同位元素又は放射線が異常な水準で放射性同位元素取扱事業所外に放出される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害を生じ、又は生じるおそれがある場合（以下「放射線同位元素取扱事業所災害等」という。）
- (3) 放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質が発見される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害を生じ、又は生じるおそれがある場合（以下「不法廃棄等事案」という。）

- (4) 市外における原子力災害等の発生により、放射性物質が環境中に放出され、市内において市民の生命、身体及び財産に被害を生じ、又は生じるおそれがある場合（以下「市外原子力災害等事案」という。）

2 災害の想定

(1) 事業所外運搬災害等

事業所外運搬は、万一収納物の漏えいが生じた場合でも一般公衆の被ばくが定められた線量の限度を超えないよう、収納物の放射能の量、放射線量率が制限されていたり、極めて頑丈な輸送容器で安全性を担保することとされている。

一方で、輸送にあたっては、輸送物の種類に応じ、放射性物質である旨の標識を付け、関係書類や測定機器、保護具の携行、必要に応じて専門家の同行が義務づけられているなど、事故発生に備えた対策も講じられている。

さらに、原子力災害対策特別措置法では、事業所外運搬時に容器から1 m離れた場所において $100 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出された場合には、原子力事業者が国、県、市町へ通報することとされ（特定事象）、 10mSv/h 以上の放射線量が検出された場合には原子力緊急事態宣言が予定されている。

そのため、本計画では交通事故等により放射線が容器外に漏れ、原子力緊急事態に至る場合を想定する。

災害の発生場所	三田市内
災害の内容	輸送中の事故、自然災害による被災等による放射能の容器外への漏えい
災害の規模	原子力緊急事態に至る災害

(2) 放射性同位元素取扱事業所災害等

市内の放射性物質取扱施設は、取り扱っている放射性物質の量が少ないため、災害による被災や火災等によって施設外に放射能が漏れるおそれは小さいと考えられる。

しかしながら、消火や救助活動にあたって不用意に線源に近づくことにより、消防職員等が被ばくするおそれがあるほか、火災や爆発によって放射性物質が飛散する可能性もある。

そのため、本計画では、放射性物質取扱施設における事故により施設敷地外まで放射性物質あるいは放射線が放出される事態を想定する。

災害の発生場所	放射性物質取扱施設
災害の内容	自然災害による施設の被災、施設の火災、被ばく者の発生
災害の規模	施設敷地外まで放射性物質あるいは放射線が放出され、周辺住民に避難等の防護措置が必要となる規模

【資料2-1-14】危険物施設等の設置状況 2 放射性物質等貯蔵・取扱施設

【資料6-1】 市内放射性物質取扱事業所一覧

(3) 放射性物質の不法廃棄等事案

放射線は目に見えないため、放射性物質が取扱施設の管理区域外で発見されることはまれである。しかしながら、福島第一原発事故以降、民間団体や個人で線量計を購入して空間線量を計測するケースも増えており、思わぬ場所で発見されることは十分考えられる。

そのため、本計画では放射性物質の不法廃棄等の発見通報を受けた事態を想定する。

災害の発生場所	三田市内
災害の内容	不法投棄された放射性物質による被ばく者の発生
災害の規模	放射性物質あるいは放射線が放出され、周辺住民に避難等の防護措置が必要となる規模

(4) 市外原子力災害等事案

①被害想定の対象

福井県内の原子力発電所において大規模な災害が発生した場合を想定する。

②原子炉施設で想定される放射線の放出

原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）においては、多重の物理的防護壁が設けられているほか、大規模な自然災害や火災・内部溢水・停電等に対する様々な防護対策がとられている。

万が一防護対策が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出されるが、その際、大気へ放出される放射性物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり飛散し、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。

一般的にプルームの移動距離が長くなる場合は、拡散により放射性物質の濃度は低くなる傾向があるものの、プルームの飛散には留意が必要である。

③本計画が前提とする災害

三田市は、施設から30km圏内の原子力災害対策重点区域には入っていないが、不測の事態にも対処できるよう、予期されない事態によって原子力施設の大規模な損壊に至る事態を仮定して本計画を作成する。

災害の発生場所	福井県内の原子力発電所
災害の内容	何らかの原因で原子力発電所から大量の放射性物質が環境中に放出される事態
災害の規模	兵庫県内において飲食物の摂取制限、屋内退避等の緊急防護措置を講じる必要が生じる規模

第3 大規模事故災害の想定

本市に大規模事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の範囲及び想定を災害別に整理する。

1 航空災害

航空運送事業者の運航する航空機が市街地に墜落する場合又は山間部に墜落する場合が考えられ、市街地への墜落の場合は被災者が多数発生するおそれがあること、大規模な火災が発生するおそれがあること等について考慮し、山間部に墜落の場合は墜落地点の特定、捜索及び救出・救助活動に困難が想定されること等を考慮する必要がある。

2 鉄道災害

鉄道における列車の衝突、脱線、転覆、火災又は爆発、列車からの危険物の流出等の災害が発生した場合、多数の被災者が生じるおそれがある。特に、地下空間やトンネル内などの出入口が限定された閉鎖性の高い空間で災害が発生した場合には、救助消火及び避難誘導活動等に種々の制約、困難が伴うこと等を考慮する必要がある。

3 道路災害等

道路構造物の被災、道路上での自動車の火災又は爆発、自動車からの危険物の流出大きな交通事故、極端な雑踏による被害等が発生した場合、多数の被災者が生じるおそれがある。特に、道路トンネル内などの出入口が限定された閉鎖性の高い空間で災害が発生した場合には、救助、照会及び避難誘導等に種々の制約、困難が伴うこと等を考慮する必要がある。

この計画は、第1編「地震災害対策計画編」に基づき策定したもので、計画全般にわたり「地震災害対策計画編」中における「地震」並びに「震災」、「地震災害」及び「地震火災」の各用語は、本編において「大規模火災」、「原子力災害」の各用語に適宜読み替えるものとする。また、「施設の耐震性の強化」、「施設の耐震化」及び「震度」に関する記述は考慮しないものとする。

第2章 災害予防計画

この計画は、原子力災害、大規模事故災害等が発生した場合にその被害を最小限に止め得るための必要な事前措置について定め、市は、災害に強いまちづくりを目指しその実現に努めるものとする。

第1節 防災都市基盤の整備

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第1節「防災都市基盤の整備」を準用する。

第2節 災害対応システムの整備、拡充

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第1～12を準用する。

第1 災害時に備えた活動体制の整備（各部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第1「災害時に備えた活動体制の整備」を準用する。

第2 災害応援派遣体制の整備（各部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第2「災害応援派遣体制の整備」を準用する。

第3 防災拠点機能の整備

（都市整備部・学校教育部・消防本部・危機管理課）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第3「防災拠点機能の整備」を準用する。

第4 災害情報システムの整備

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第4「災害情報システムの整備」を準用する。

第5 非常用物資等の備蓄強化（危機管理課・都市整備部・消防本部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第5「非常用物資等の備蓄強化」を準用する。

第6 消防救急体制の充実（消防本部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第6「消防救急体制の充実」を準用する。

第7 災害医療体制の充実（市民病院・健康福祉部・消防本部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第7「災害医療体制の充実」を準用する。

第8 ボランティアとの連携強化（健康福祉部・社会福祉協議会）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第8「ボランティアとの連携強化」を準用する。

第9 要配慮者支援対策の拡充（健康福祉部・危機管理課）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第9「要配慮者支援対策の拡充」を準用する。

第10 帰宅困難者対策（危機管理課・産業振興部・学校教育部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第10「帰宅困難者対策」を準用する。

第11 廃棄物対策の充実（市民生活部・上下水道部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第11「廃棄物対策の充実」を準用する。

第12 原子力災害への備え

対象原子力災害等への備えは、原子炉等規制法、放射線障害防止法等の関係法令に基づき、国及び事業者において万全を期すべきものであるが、発生時の事態の重大性に鑑み、市においても災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための備えを行うこととする。

三田市は、特に放射性物質放出の危険性が考えられる福井県内の原子力発電所施設から約60km圏に位置し、原子力発電所において大規模な災害が発生した場合、市域においては避難・一時移転が必要となる可能性は小さく、また、プルームの飛散によって到達する放射性物質の濃度も低くなるとされるため、防護措置としては屋内退避や飲食物の摂取制限等が実施されることを想定する。

これらの事態に対応するため、基本的に自然災害に備えて整備した防災体制や防災施設・設備の有効活用を図ることとするが、その他必要に応じて以下の対応を実施する。

※安定ヨウ素剤の備蓄について

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、服用のタイミングによっては効果が大きく異なる一方、副作用（注）は一定の割合で発

生する可能性が高い。

原子力災害対策重点区域外である三田市においては、屋内退避や飲食物の摂取制限等の防護措置によって、ヨウ素を含む放射性物質の内部被ばく、外部被ばくの影響を低減できるため、安定ヨウ素剤の備蓄は行わない。

(注) ヨウ素過敏症：発熱、関節痛、浮腫、蕁麻疹様皮疹が生じ、重篤になるとショックに陥るおそれ。

甲状腺機能異常症：ヨウ素剤を含む製剤の服用により症状悪化のおそれ。

1 平常時の環境放射線モニタリングの実施

県が環境放射線モニタリングポストにおいて空間放射線量率を測定し、国がその測定結果をホームページにおいて公表しているので、放射線の放出を伴う事故等が発生した倍は近傍のモニタリングポストのモニタリングを実施する。

【モニタリングポストの設置場所】

施設名	所在地
県健康生活科学研究所	神戸市兵庫区
尼崎総合庁舎	尼崎市
姫路総合庁舎	姫路市
豊岡総合庁舎	豊岡市
柏原総合庁舎	丹波市
洲本総合庁舎	洲本市

2 原子力施設災害による広域避難者のスクリーニング体制の整備

原子力施設災害等による広域避難者を受入れる際に、スクリーニング及び除染の必要がある場合のスクリーニングポイントの設定、スクリーニングや除染の実施方法について、県と調整し、その体制を整備する。

第3節 コミュニティ防災力の向上

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第3節「コミュニティ防災力の向上」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための措置について定める。

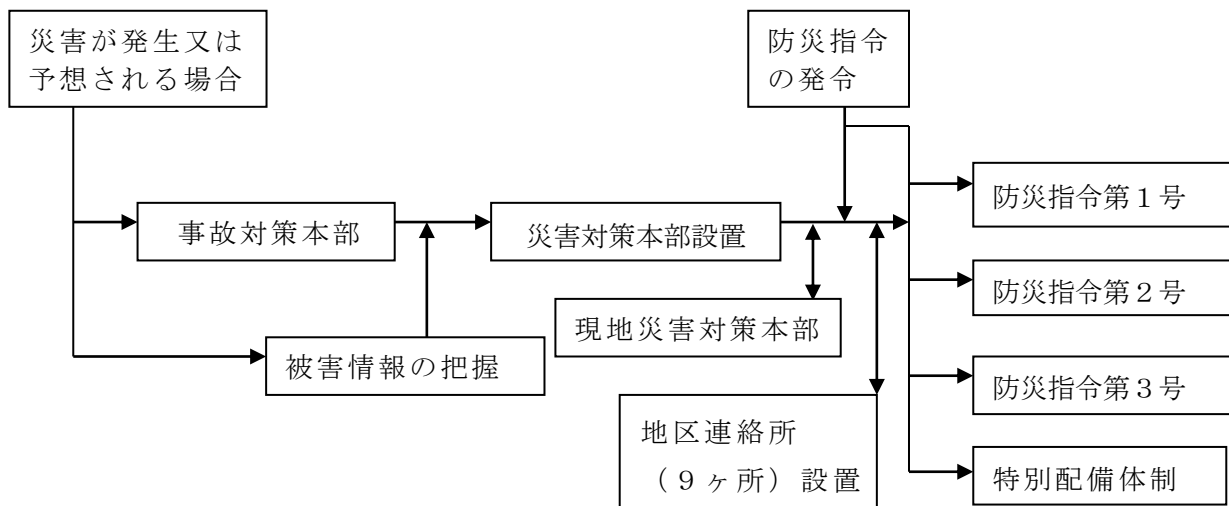
第1節 活動体制

原子力災害及び大規模事故災害等が発生した場合における災害応急対策を実施する活動体制について定める。

第1 活動体制

市長は、原子力災害及び大規模事故災害等が発生した場合において、直ちに災害対策本部を設置し、全職員をもって本計画に基づき、防災活動を遂行する。

1 原子力災害、大規模事故災害の体制



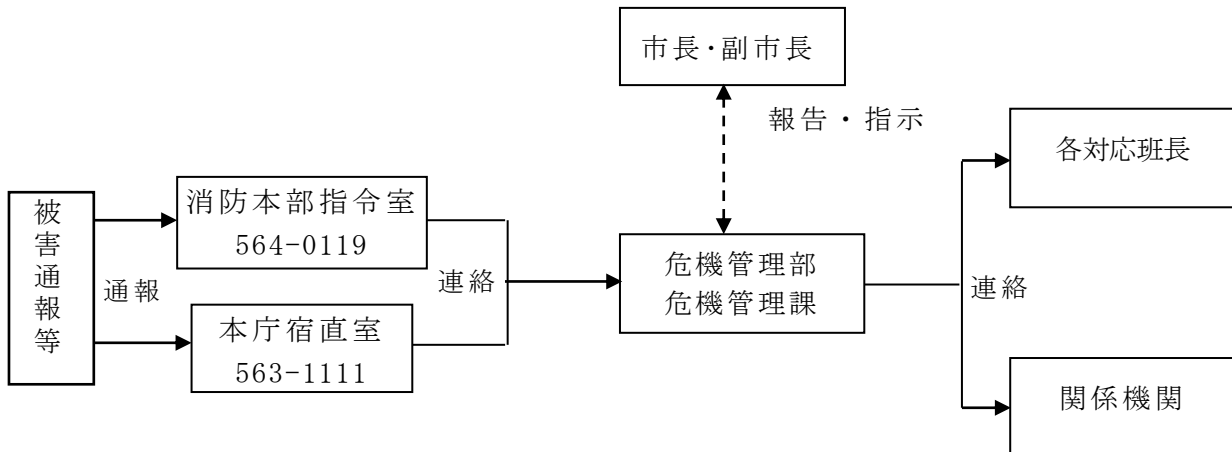
(1) 事故対策本部の設置

多数の被災者等が発生する原子力、大規模事故災害が発生し、または、発生する恐れがある場合において、複数の部局にわたって、救助、救急、医療、広報等の総合的な応急活動を行う必要があると判断した場合、市長は初動体制として事故対策本部を設置する。実施責任者は、本部長（市長）とするが、不在の場合、又は予想される災害により、副市長が事務を代行する。

事故対策本部別に定める「風水害対応マニュアル」に準じて市役所本庁舎3階の会議室に設置し、その構成員は本部長が別に定める。

事故対策本部体制における職員の配備は、水防警戒配備職員と同様とするが、対処すべき事故により、事故対策本部において、決定する。

【勤務時間外における召集連絡系統】



2 災害対策本部の設置（危機管理課）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第1節「活動体制」第1「活動体制」2「災害対策本部の設置」を準用する。

3 防災指令の発令（危機管理課）

(1) 災害対策本部設置前の配備体制

種 類	適 用 基 準	主 な 活 動 内 容
事故対策本部体制	●原子力災害、大規模事故災害による被害が発生しまたは生じるおそれがあると認められるとき。	●被害状況の把握 ●職員動員体制の検討 ●発生した被害に対する応急措置

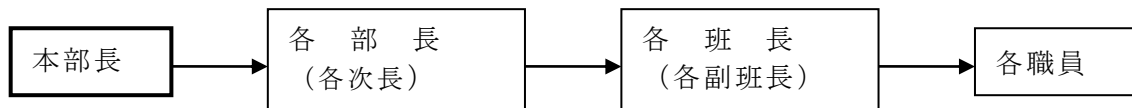
(2) 防災指令の種類及び基準

種 類	発 令 基 準	配 備 に つ く べ き 職 員	主 な 活 動 内 容
防災指令第1号	●原子力災害、大規模事故災害が発生し、応急対策が必要と認められるとき。	●事故対策本部及び第1号配備職員 ●必要と認める場合はその都度定める職員	●発生した災害に対する応急措置 ●避難者への対応
防災指令第2号	●原子力災害、大規模事故災害により中規模な被害が生じたとき。	●事故対策本部、第1号及び第2号配備職員 ●必要と認める場合はその都度定める職員	●発生した災害に対する応急措置 ●避難者への対応
防災指令第3号	●原子力災害、大規模事故災害により大規模な被害が生じたとき。	全 職 員	●発生した災害に対する応急措置 ●避難者への対応

(3) 発令の方法

防災指令が発令された場合は、災害情報システム参集メール、庁内放送、電話等適切な手段を用いて、あらかじめ定められた伝達系統、連絡責任者等により関

係者に防災指令の内容を迅速かつ的確に伝達する。



4 現地災害対策本部の設置（危機管理課）

(1) 現地災害対策本部の設置

ア 現地災害対策本部は下記の基準により設置する。

(7) 原子力災害及び大規模事故災害等により局地的な被害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき

(4) 突発重大事案と認定され、現地での対応が必要であると認めるとき

イ 市長は、原則として、現地又は適当な場所に現地災害対策本部を設置する。

ウ 現地災害対策本部の構成は、市、防災機関、県とし、必要により事故原因者の参加を求める。

(2) 現地災害対策本部の機能

現地災害対策本部は、防災関係機関の効率的な活動及び当該災害等の規模、被災状況など情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整に当たる。

ア 災害情報の収集及び伝達

イ 広報

ウ 防災関係機関の情報交換

エ 防災関係機関相互間における応急対策の調整

オ 防災関係機関に対する応援要請

カ その他必要な事項

(3) 現地災害対策本部の設置場所

ア 市長は、現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで本部を設置し、表示する。

イ 各防災関係機関の連絡責任者は、現地災害対策本部において、必要な連絡調整に当たる。

(4) 現地災害対策本部の廃止

市長は、当該災害等に対する応急措置及び応急救助活動が終了したときは、各防災関係機関の意見を聞いて、現地災害対策本部を廃止する。

5 地区連絡所の設置（危機管理課・市民生活部・学校教育部）

原子力災害及び大規模事故災害等が発生した場合及び局地的な災害が発生した場合は、必要に応じて災害発生直後から数日間の情報収集活動、広報活動、市民相談などを行うため、地区連絡所を設置する。

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第1節「活動体制」第1「活動体制」4「地区連絡所の設置」(1)～(4)を準用する。

6 防災応援協力体制（危機管理課）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第1節「活動体制」第1「活動体制」5「防災応援協力体制」を準用する。

7 自衛隊災害派遣要請（危機管理課）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第1節「活動体制」第1「活動体制」6「自衛隊災害派遣要請」を準用する。

8 兵庫県消防防災航空隊の活動要請（消防本部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第1節「活動体制」第1「活動体制」7「兵庫県消防防災航空隊の活動要請」を準用する。

9 ヘリコプターによる緊急輸送（消防本部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第1節「活動体制」第1「活動体制」8「ヘリコプターによる緊急輸送」を準用する。

10 災害応援協力活動の実施（危機管理課）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第1節「活動体制」第1「活動体制」9「災害応援協力活動の実施」を準用する。

11 応援要請、受援対応（危機管理課）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第1節「活動体制」第1「活動体制」10「応援要請、受援対応」を準用する。

第2 原子力災害等への対応方針

原子力災害等における応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、市その他の防災関係機関の緊急時の情報の収集・伝達体制、組織体制、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制及び必要な対策について定める。

1 対応方針の概要（危機管理課・消防本部）

(1) 事業所外運搬災害等の場合

核燃料物質等の輸送中の災害については、原子力災害対策指針において、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に災害対策を行うこととされている。

また、放射性同位元素等の輸送中の災害についても、法令に基づき事業者等

が対応することとされており、事故や火災の状況に応じて消防、警察への通報が行われるのみである。

しかしながら、事故の規模や発生場所によっては、傷病者の発生や立入制限区域の設定、住民避難等の防護措置が必要となる可能性があるため、市として必要な対策を講じる。

(2) 事業所災害等の場合

放射性物質を取り扱う施設における事故等については、法令に基づき施設管理者等が対応することとなっている。しかしながら、事故の規模や発生場所によっては、傷病者の救助や立入制限区域の設定、住民避難等の防護措置が必要となる可能性があるため、市として必要な対策を講じる。

(3) 不法廃棄等事案の場合

放射性物質の不法廃棄等については、放射性物質の種類や事案の内容によって適用される法令が異なり、責任の所在が不明確な場合もあり得るが、関係機関と調整し、立入制限区域の設定、住民避難等の防護措置が必要となる可能性があるため、市として必要な対策を講じる。

(4) 県外原子力災害等事案の場合

① 基本的な考え方

原子力施設から放射性物質が放出された後は、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針に従って対応する。

② 原子力災害発生による緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

原子力災害発生により、以下の措置が実施された場合は、市民への広報等必要な対策を講じる。

ア 原子力施設の状況に基づく予防的防護措置の実施

国等が原子力施設の状況により緊急事態を3つに区分して、原子力対策重点区域の予防的防護措置を講じることとしている。

原子力対策重点区域外である三田市においても、放射性物質の大規模な放出があった場合には、必要に応じて屋内退避の指示が出されることとされている。

イ 観測可能な指標に基づく緊急時防護措置の実施

国等による緊急時モニタリングが実施され、その測定結果は空間放射線量率や環境試料中の放射性物質濃度等の基準値に基づき緊急時防護措置の実施が判断される。

これらの基準を超える場合、国から屋内避難の指示や飲食物の摂取制限等が実施されることとされている。

第3 災害救助法の適用（危機管理課）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第1節「活動体制」第2「災害救助法の適用」を準用する。

第2節 災害情報等の収集及び伝達

原子力災害及び大規模事故災害等における各種情報の迅速かつ的確な収集及び整理と確実な伝達を図る。

第1 通信手段の確保（各部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第2節「災害情報等の収集及び伝達」第1「通信手段の確保」を準用する。

第2 原子力災害等発生時の情報収集及び伝達

原子力災害等の発生時の初動対策を実施する上で重要となる情報の収集及び伝達について定める。

1 事業所外運搬中の事故、放射性物質取扱施設における事故発生時の情報伝達（各部）

(1) 原子力事業者からの通報

事業者は、事故発生時に警察官又は海上保安官へ通報することとなっている（原子力災害対策特別措置法、放射線障害防止法）。また、火災発生時には、消防吏員へ通報することとなっている（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則、放射線障害防止法施行規則）。核燃料物質輸送物から基準以上の放射線量検出された場合、事業者は国（原子力規制委員会）、県、市町へ通報することとなっている。

(2) 県

県は、原子力事業者や県警察本部、消防本部から通報を受けた場合は、直ちに、その旨を発生市町に隣接する市町及び消防庁に連絡することとする。

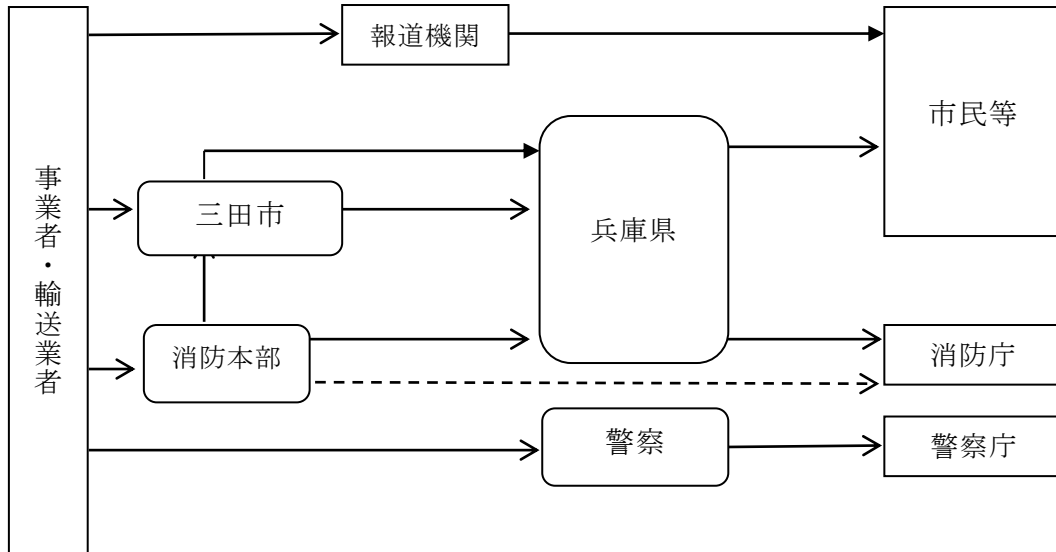
県内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、県及び当該区域に係る市町は原子力災害合同対策協議会に職員を派遣し、情報収集を行うとともに、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等の協議に参画する。

(3) 市

市は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

- ① 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び放射性物質の運搬中に事故が発生した旨原子力事業者等から消防機関に通報があったもの。
- ② 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が消防本部にあったもの。

○連絡体制（情報の流れ）



(4) 原子力緊急事態宣言発出後の情報収集

原子力緊急事態宣言発出後における現地の情報収集は、情報収集ルートが錯綜することを避ける観点から、原則として原子力災害合同対策協議会（原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、原子力緊急事態宣言があったときに、国、県、市町等の関係機関により設置）に一元化することとする。

2 不法廃棄等事案発生時の情報伝達（各部）

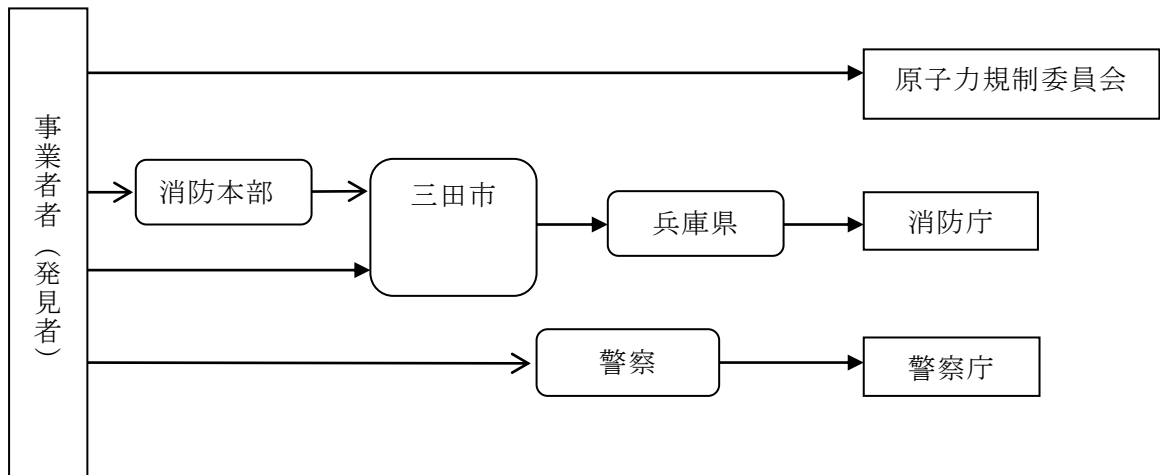
(1) 発見者

放射性同位元素取扱事業所外において管理下でない放射性物質を発見した者は、その旨を消防本部、警察に通報することとするとともに、国（原子力規制委員会）へ連絡することとする。

(2) 県・市

発見者から通報を受けた場合は、火災・災害等即報要領に基づき、その旨を県及び消防庁に報告することとする。

○連絡体制（情報の流れ）



3 市外原子力事業所災害事案発生時の情報伝達（各部）

(1) 原子力事業者からの連絡

原子力事業者は、原子力施設等において下記のいずれかに該当する事態が発生した場合、関西広域連合広域防災局を通じて県に、情報連絡を行うこととする。

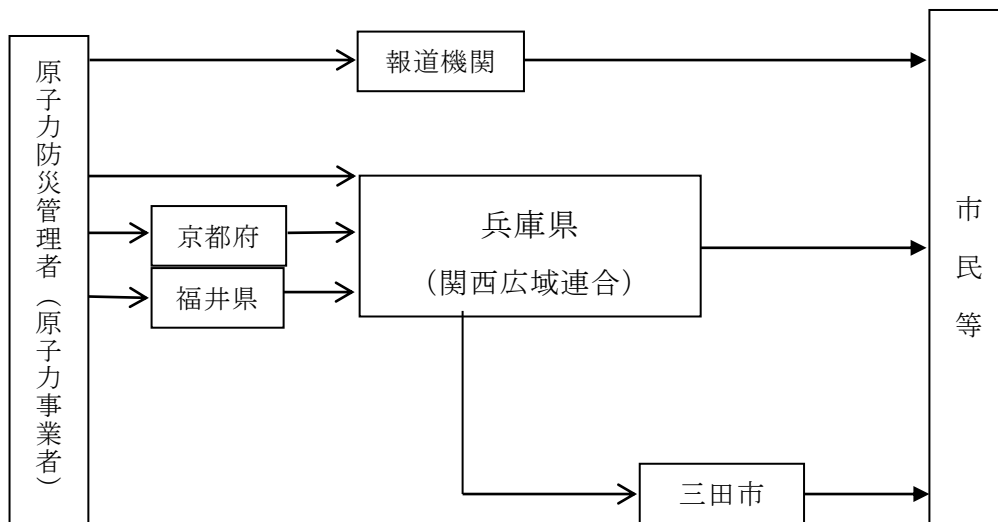
- ① 地震、火災等により原子炉施設に非常事態が発生したとき
- ② 放射性物質によって、原子力発電所の周辺の環境に異常が発生したとき
- ③ 非常用の炉心冷却設備等工学的安全施設が作動したとき
- ④ その他上記に準ずる異常が発生したとき

(2) 情報収集の実施

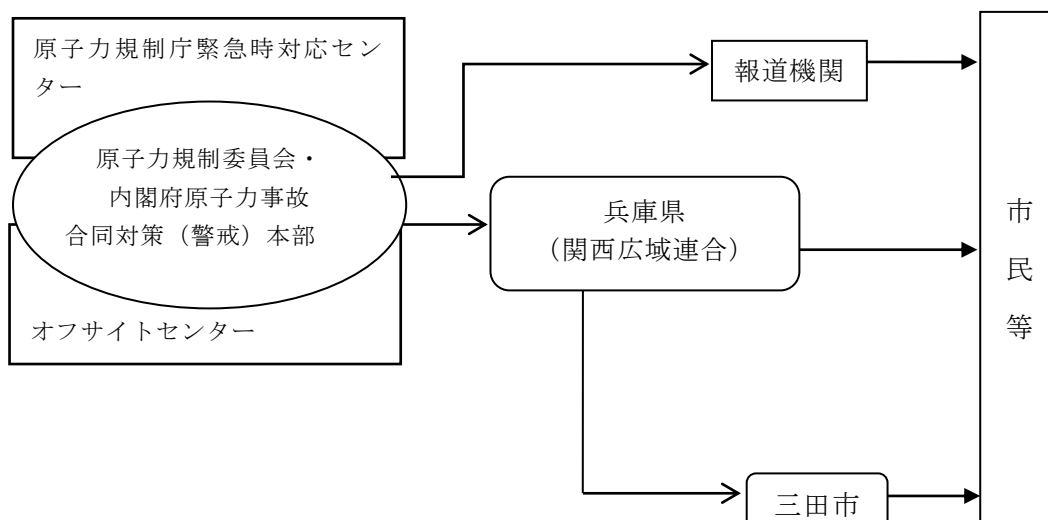
原子力施設において警戒事態又は施設敷地緊急事態となった場合、県が現地オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センターに設置される原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒（対策）本部から必要な情報を得るほか、原子力事業者、国、立地県、関係周辺府県、関西広域連合等と連携し災害情報を収集するので、情報提供を受ける。

○連絡体制（情報の流れ）

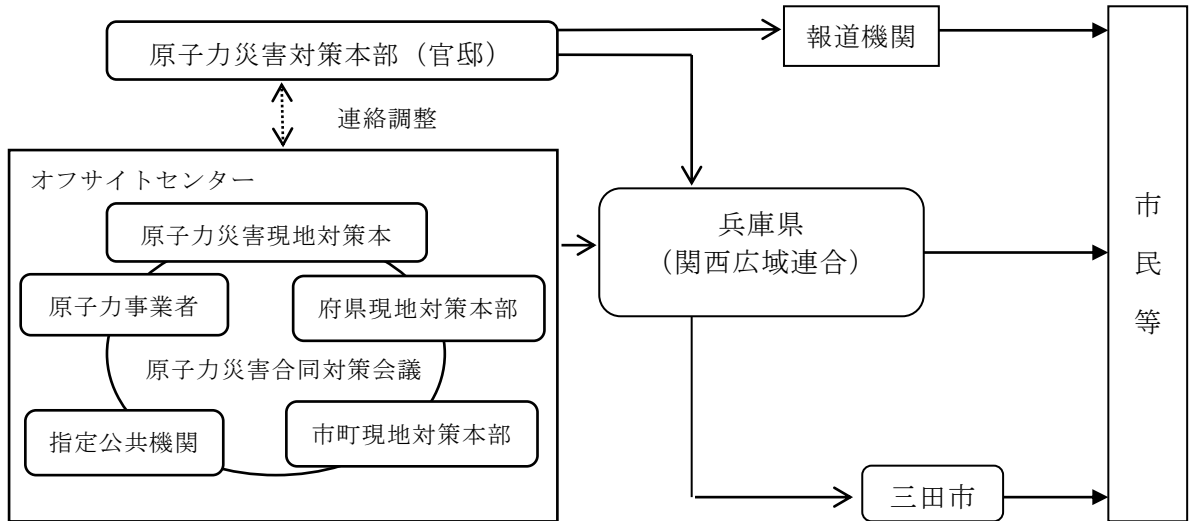
【事態発生の一報】



【警戒事態・施設敷地緊急事態】



【全面緊急事態】



参考：【緊急事態区分と主な対応】

区分	警戒事態 EAL (AL)	施設敷地緊急事態 EAL (SE)	全面緊急事態 EAL (GE)
基準例	<ul style="list-style-type: none"> 大地震（立地道府県で震度6弱以上） 立地道府県で津波警報の発令 	<ul style="list-style-type: none"> 全交流電源喪失 施設境界付近で基準値（5 μSv/h）を超える放射線を観測 	<ul style="list-style-type: none"> 冷却機能喪失 施設境界付近で基準値（5 mSv/h）を超える放射線を観測
事態の状況	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象が発生し又はそのおそれの発生	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象の発生（原災法10条）	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象の発生（原災法15条）

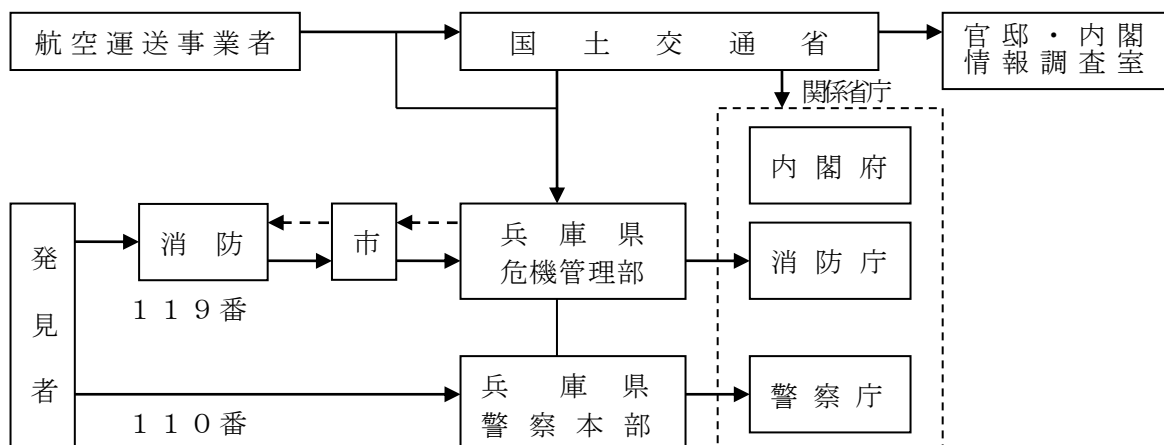
第3 大規模事故災害の第一報の情報伝達

航空災害、鉄道災害、道路災害等の大規模事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に的確な対応をとることとする。

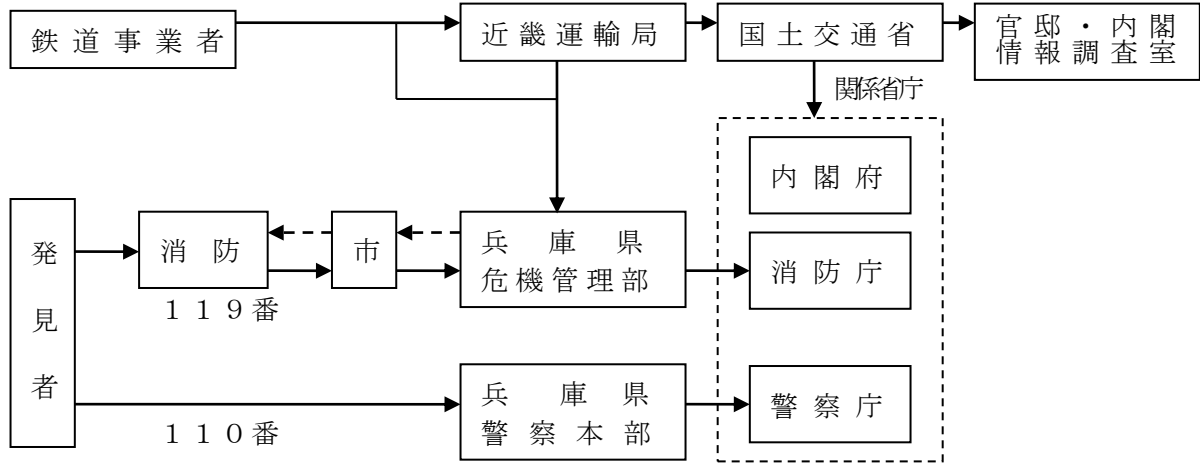
1 災害の第一報の情報伝達（各部）

大規模事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

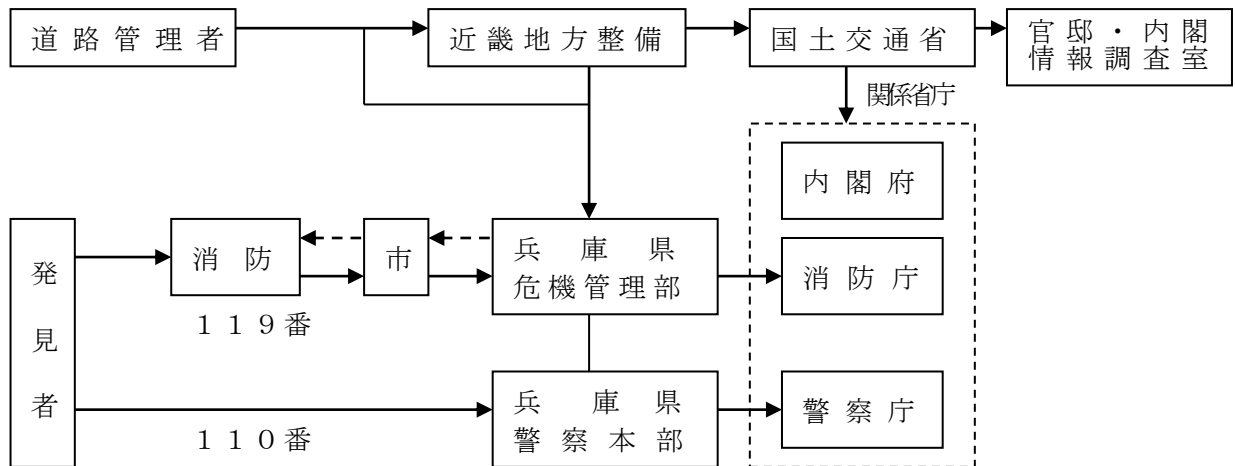
< 航空災害の第一報の情報伝達 >



< 鉄道災害の第一報の情報伝達 >



< 道路災害等の第一報の情報伝達 >



※ 市は、災害の発見を覚知した場合には、第一報を県に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

2 災害情報等の収集（各部）

県及び市は、火災、事故又は災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。

その際、当該災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害等である場合は、至急その旨を市にあっては県、県にあっては内閣総理大臣に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めることとする。

3 災害情報等の伝達手段（各部）

災害情報等の伝達は、次の方法により行うこととする。

ア 災害情報等の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力することとする。

イ 市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報等を取りまとめ、防災端末に入力することとする。

ウ 災害情報等の報告を行う機関は、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリ等を活用し、情報伝達を行うこととする。

エ 有線が途絶した場合は、兵庫県衛星通信ネットワーク、警察無線等の無線通信施設等を活用し、情報伝達を行うこととする。

オ 全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。

第4 災害情報の収集及び伝達（各部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第2節「災害情報等の収集及び伝達」第3「災害情報の収集及び伝達」を準用する。

第5 広報（総合政策部・消防本部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第2節「災害情報等の収集及び伝達」第4「広報」を準用する。

第6 報道機関との連携（総合政策部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第2節「災害情報等の収集及び伝達」第5「報道機関との連携」を準用する。

第7 被災者相談窓口の設置（総務部・総合政策部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第2節「災害情報等の収集及び伝達」第6「被災者からの問い合わせ・相談への対応体制の整備」を準用する。

第3節 大規模火災等の防御（消防本部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第3節「地震火災等の防御」を準用する。

第4節 災害警備（関係機関）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第4節「災害警備」を準用する。

第5節 交通・輸送対策（都市整備部・危機管理課・関係機関）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第5節「交通・輸送対策」を準用する。

第6節 避難

災害緊急時における住民の自主的避難への対応と危険地域の住民に対する避難を勧告又は指示することにより市民の安全を確保する。

第1 実施体制（危機管理課・消防本部・関係機関）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第6節「避難」第1「実施体制」を準用する。

第2 避難等の実施（危機管理課）

1 避難情報の発令

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第6節「避難」第2「避難等の実施」を準用する。

2 原子力災害等における屋内退避及び避難

(1) 屋内退避の指示

国から屋内退避の指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、第2節第6広報に記載の要領により、速やかに住民に対し広報を行うこととする。

また、国による屋内退避指示中に自然災害を原因とする緊急の避難が必要になった場合、又は住宅等の倒壊により屋内避難が困難な状況が生じるおそれがある場合には、当該地域の住民に対し、避難指示を行うこととする。

(2) 屋内退避の際の注意事項

屋内退避の指示を行う場合には、次の注意事項を併せて周知することとする。

- ① 屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入ること。
- ② 地震による被害や余震により自宅への退避が困難な場合は、コンクリート施設等耐震性の高い建物に避難すること。
- ③ 市からの指示があるまでは外出を控えること。
- ④ ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めること。
- ⑤ 放射性物質放出後に屋外から帰った場合は、放射性物質を洗い流し、着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別しておくこと。

- ⑥ 食品にはフタやラップをし、また飲料水を確保するため、ペットボトル等に水を入れ、密閉しておくこと。
- ⑦ テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示などに注意すること。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下においては、避難又は一時移転を行う場合には、避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の人との分離、距離の確保、マスクの着用、手洗い、手指消毒の徹底など感染対策を実施すること。

【屋内退避、避難等の参考となる基準値】

予想線量(単位：mSv)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	・放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅内の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線、又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

- 注) 1 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置を講じなければ受けると予測される総量である。
- 2 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

※「原子力施設等の防災対策について」（原子力委員会）による。

第3 避難方法（健康福祉部・消防本部・総務部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第6節「避難」第3「避難方法」を準用する。

第4 避難所の開設及び運営（各部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第6節「避難」第4「避難所の開設及び運営」を準用する。

第5 大災害における広域避難（危機管理課）

1 大災害時における広域避難の調整等

隣接市町等の施設を避難所として利用するときは、県に対し次の事項を明らかにして隣接市町等との調整を要請する。

- (1) 避難希望地域
- (2) 避難を要する人員
- (3) 避難期間
- (4) 輸送手段
- (5) その他必要事項

また、市町域・県域を越えて避難した被災者を受け入れた場合について、公営住宅や借り上げ応急仮設住宅の入居者、自力で住居を確保した避難者も含めて避難者所在情報等を避難元と共有し、支援情報の提供等の支援に努めることとする。

2 大災害時における広域一時滞在の受入れ

(1) 広域一時滞在の実施

被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に対し次の事項を明らかにして受入れ市町等との調整を要請する。

- (1) 一時滞在希望地域
- (2) 一時滞在有を要する人員
- (3) 一時滞在期間
- (4) 輸送手段
- (5) その他必要事項

(2) 広域一時滞在有の受入れ

県から、市町域・県域を越えて被災住民の受入れについて協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

福井県の嶺南地域における原子力施設災害に際しての地域住民の広域避難については、「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」（平成26年3月、関西広域連合 広域防災局）において、広域一時滞在有の避難元・避難先マッチングが示されている。

当ガイドラインにおいて、三田市は福井県高浜町からの被災者の一時滞在有を受入れ、兵庫県立三田西陵高等学校、兵庫県立三田祥雲館高等学校、兵庫県立北摂三田高等学校、駒ヶ谷運動公園を避難所とすることとしている。

(3) 被災住民に対する情報提供と支援

広域一時滞在有を受け入れた場合は、受け入れ元市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。特に、女性が子どもと母子で避難する際に配慮した実態やニーズを把握し、必要な情報の提供や支援を関係機関などと連携をとりながら進める。

第7節 被災者の救出・救護等

大規模事故災害の発生に伴い、倒壊建物の下敷きとなったり、火災から逃げ遅れた被災者を捜索し、又は救出してその者を保護する。

第1 被災者の救出（消防本部・健康福祉部・市民病院）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第7節「被災者の救出・救護等」第1「被災者の救出」を準用する。

第2 被災者の救護（健康福祉部・市民病院・消防本部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第7節「被災者の救出・救護等」第2「被災者の救護」を準用する。

第3 遺体の捜索及び処理、埋（火）葬（市民生活部・関係機関）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第7節「被災者の救出・救護等」第3「遺体の捜索及び処理、埋（火）葬」を準用する。

第4 原子力災害等の救急医療対策 （消防本部・関係機関・健康福祉部・市民病院）

原子力災害等により短時間に集団的に発生する負傷者等に対する初期救急医療対策については、事故発生責任機関、警察、市、消防機関、県、医療機関及びその他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところにより実施する。

1 業務分担

原子力災害等が発生した際において、各関係機関は概ね次表の業務を分担する。（兵庫県地域防災計画に基づく。）

業 務	担 当 機 関		
	事業所外運搬災害等の場合	放射性同位元素取扱事業所災害等の場合	不法廃棄物等事案の場合
発見・通報	事故等発見者*通報のみ 事業者等	事故等発見者*通報のみ 放射性同位元素取扱事業者	不法廃棄等発見者
関係機関への連絡			
現場における傷病者の救出等	事業者等、消防、警察	放射性同位元素取扱事業者、消防、警察	消防、警察
医療施設への傷病者の搬送	事業者等、消防 道路設置者*一般有料道路、高速道路上のみ	放射性同位元素取扱事業者等、消防	消防、道路設置者*一般有料道路、高速道路上のみ
医療関係者に対する出動要請	事業者等、市、県	放射性同位元素取扱事業者、市、県	市、県

現場及び搬送中の救急措置	医療関係者及び救急隊員	医療関係者及び救急隊員	医療関係者及び救急隊員
傷病者の収容	救急指定病院、緊急時医療対応可能機関、事業者等、市	救急指定病院、緊急時医療対応可能機関 放射性同位元素取扱事業者、市	救急指定病院、緊急時医療対応可能機関、市
死体の収容	事業者等、市	放射性同位元素取扱事業者、市	市
関係機関への協力（出動）要請	事業者等、警察、消防、市、県	放射性同位元素取扱事業者、警察、消防市、県	警察、消防、市、県

※「事業所外運搬災害等の場合」の「事業者」とは、核燃料物質等の事業所外運搬については原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者、放射性同位元素等の事業所外運搬については放射性同位元素事業者及び放射性同位元素事業者から運搬を委託された者を指す。

2 実施方法

(1) 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者、原子力事業者等又は放射性同位元素取扱事業者等は、原子力災害等に係る負傷者等を発見したときは、直ちに、1 に掲げる現場における傷病者の救出等を行う救出担当機関又は医療施設への傷病者の搬送を行う搬送担当機関に通報する。また、原子力事業者等又は放射性同位元素取扱事業者等は、被害の状況及び汚染の有無を直ちに関係機関に通報する。

(2) 現場における負傷者等の救出等

ア モニタリング

(ア) 救出にあたってのモニタリング

事業者及び救出担当機関は、救出に当たってモニタリングを行う等、職員の十分な汚染・被ばく管理を行いつつ、救出を行う。

(イ) 環境モニタリング

また、災害予防計画において定めた平常時の環境放射線モニタリング測定地点において、携帯用の放射線測定器（サーベイメーター）等により空間放射線量のモニタリングを実施し、的確な情報提供により市民の不安解消を図る。

イ 救出

事業者は、負傷者等を速やかに救出する。また、救出を要する負傷者に関する通報を受けた救出担当機関は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出に当たる。なお、救出に当たっては、事業者側の放射線管理の専門家等と連携を図る。

ウ 除染等

(ア) 事業者による除染

事業者は、放射性物質により汚染された負傷者若しくはそのおそれのある者(以下「汚染者等」という。)がいるときは、必要な除染及び応急処置を行い、速やかに医療施設へ搬送する。

(イ) 広域避難者に対するスクリーニング及び除染

原子力施設災害等による広域避難が実施される場合、避難者は避難元府県・市町村が設置する避難中継所で必ずスクリーニング及び除染が行われる。

その結果、基準以上の汚染のないことが確認できた避難者及び避難車両の避難を受け入れる。

(3) 現場から医療施設への負傷者等の搬送

ア 負傷者等の発見の通報を受けた搬送担当機関は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ搬送にあたる。なお、搬送にあたっては、放射能測定等により負傷者の状態把握に努めるとともに、職員の十分な汚染・被ばく管理を行う。

イ 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

(7) 救急指定病院の患者搬送車の活用

(イ) その他の応急的に調達した車両の活用

(ウ) 隣接市町への広域応援要請

ウ 搬送担当機関は、ヘリコプターの搬送を要すると判断した場合は、二次汚染を防止するために必要な措置を講じ、以下により対応する。

(7) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請する。(「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要綱」等)

なお、県は、必要と認める場合は、独自に、又は市町の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動を要請する。

(ヘリコプターを有する他機関)

・他府県消防本部等(「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による)

・自衛隊等

(イ) 移送に際しては、専門家の指示を踏まえて行う。

エ 搬送担当機関は、放射線により被ばくした者(被ばくしたおそれのある者を含む。)、放射性物質により汚染された者(汚染されたおそれのある者を含む。)(以下「汚染・被ばく者等」という。)等を搬送する場合は、以下の事項に留意する。

(7) 職員の二次汚染を防ぐため、搬送に従事する職員は、ゴム手袋、帽子、汚染防止衣、マスク等を装着する。

(イ) 機材等の二次汚染を防ぐため、担架等に直接触れないようにビニール毛布等を使用する。また、救急車等の床をビニールシート等でカバーする。

(ウ) 過度の被ばく又は汚染を受けたと判断される負傷者の搬送にあたっては頭部を三角巾で、大幹四肢をビニールシート(濡れているとき)・毛布等で包

み、直接身体に触れないよう注意する。なお、負傷者の発汗・過剰保温に留意する。

(4) 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

ア 事業者は、事故等の規模・内容を考慮の上、医療機関に対し、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の負傷者等に対する救急措置の万全を期する。

イ 県及び市は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事業者等から要請があり必要と認めたときは、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者を現場へ出動させる。なお、その際には、放射線管理の専門家が同行又は合流する。

(5) 負傷者等の収容

ア 負傷者等の収容については、事業者が特に指示する場合を除き、次のとおりとする。

(7) 汚染・被ばく者等

緊急時医療対応可能機関

(イ) その他の負傷者

下記施設の活用を図る。

- ・災害拠点病院
- ・2次救急医療機関
- ・救急告示病院・診療所
- ・その他の医療施設
- ・学校等に設置された救護所及び救護センター

イ 負傷者等が死亡した場合又は死亡して発見された場合は、速やかに警察に連絡し、死体検分その他所要の処理を行わなければならない。

速やかな死体検分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力も得る。

(6) 関係機関への協力要請

原子力災害等の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

第5 大規模事故災害及び突発重大事案等の救急医療対策

(消防本部・関係機関・健康福祉部・市民病院)

大規模事故災害及び産業事故等（以下「事故等」という。）により短期間に局地的かつ集団的に発生する傷病者に対する初期救急医療対策については、事故発生責任機関、警察、市、消防機関、県、医療機関及びその他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところにより実施する。

1 業務分担

事故等が発生した際において、各関係機関は概ね次表の業務を分担する。（兵庫県地域防災計画に基づく。）

業 務	担 当 機 関			
	一般道路	一般有料道路 高速道路	鉄 道 航 空	工 場 等
発見・通報	事 故 等 発 見 者			
関係機関への連絡	第1報受信機関 [警察、消防]	第1報受信機関 [道路公団等、警察連絡室、消防連絡室]	事故等発生責任機関、第1報受信機関 [事故等発生責任機関、警察、消防]	事故等発生責任機関、第1報受信機関 [労働基準署、警察、消防]
業 務	担 当 機 関			
	一般道路	一般有料道路 高速道路	鉄 道 航 空	工 場 等
現場における傷病者の救出	警察、消防	警察、消防、道路公団等	事故等発生責任機関、警察、消防	
現場から医療施設への傷病者の搬送	消防、警察		事故等発生責任機関、消防	
医師等医療関係者に対する出動要請	事故等発生責任機関、市、県			
現場及び搬送中の救急措置	医療関係者及び救急隊員			
傷病者の収容	医療機関、事故等発生責任機関、市			
死体の収容	事故等発生責任機関、市			
関係機関への協力（出動）要請	警察、市・県、事故等発生責任機関		事故等発生責任機関、市・県	

2 救急医療対策の方法

(1) 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等発生責任機関から第1報を受けた機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況、死傷者の数）を必要に応じ関係機関（1に掲げる機関）に直ちに連絡する。

(2) 現場における負傷者等の救出

救出を要する負傷者等に関する通報を受信した救出担当機関は、災害の規模、内容等を考慮のうえ、直ちに必要の人員、資機材等を現場に出動させ、救出に当

たる。

事故発生直後、事故等発生責任機関は、的確かつ迅速に負傷者等の救助にあたる。

(3) 現地救護所の設置

ア 市は、被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への負傷者の搬送に時間がかかる場合で被災地での対応が必要な場ときには、現地救護所を設置することとする。

イ 県は、市の実施する現地救護所への救護班の派遣について、協力することとする。

(4) トリアージの実施と現場での医療活動

市は、必要に応じ、三田市医師会等にトリアージや現場における治療活動を実施する医師の派遣を要請することとする。

医師等は、救護班や救急隊員等が傷病者の重傷度や緊急度を理解した上で、治療や搬送を行えるよう、トリアージを実施することとする。

(5) 特殊な医療活動の実施

ア 空港管理者、県、市、消防本部及びその他関係機関は、航空災害、特に航空機の墜落等の場合の生存者は多発外傷、広範囲熱傷を主体とする重傷者が多く緊急度が高いことを考慮し、現地への救護班の派遣要請、医療機関への迅速な搬送など適切な措置をとることとする。

イ 鉄道事業者、道路管理者、県、市、消防本部及びその他関係機関は、鉄道災害、道路災害等の場合、車両の破損に伴い救出が困難でかつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等適切な措置をとることとする。

(6) 現場から医療施設への負傷者等の搬送

ア 負傷者等の発見の通報を受信した搬送担当機関は、直ちに救急自動車、船艇並びに救急隊員を現場に出動させ搬送に当たる。

イ 救急自動車等が不足するときは、次の応急措置を講ずる。

(ア) 救急指定病院の患者搬送車の活用

(イ) その他応急的に調達した車両の活用

(ウ) 近隣市町の応援要請

ウ 搬送担当機関は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、速やかに県に出動を要請する。

(7) 医療関係者の出動要請並びに現場又は搬送中の救急措置

ア 事故等発生責任機関は、事故等の規模、内容を考慮のうえ、医療機関に対し、医療関係者の出動を要請し、現場又は搬送中の傷病者に対する応急措置の万全を期する。

イ 市長は、事故等の状況により自らが必要があると認めるとき、又は事故等発

生責任機関等から要請があり必要と認めたときは、医療関係者を現場に出動させる。

(8) 負傷者等の収容

ア 負傷者等の収容については、事故等発生責任機関が特に指示する場合を除き、次の施設を活用する。

(ア) 2次救急医療機関

(イ) 救急告示病院、診療所

(ウ) その他医療施設

(エ) 学校、保健センターに設置された救護所及び救護センター

イ 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに警察に連絡し、死体検分その他所要の処理を行わなければならない。

(9) 関係機関への協力要請

災害の規模、内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

(10) 事故等の現場における諸活動の調整

ア 県に災害対策本部が設置された場合

県災害対策本部長又は県災害対策本部長が指名する者が諸活動の調整を行う。

イ 県に災害対策本部が設置されない場合

次の機関の現場指揮者が諸活動の調整に当たる。

区 分	道路、宅地等	鉄道、工場等
諸活動の調整に 当たる者	警察又は市（消防本部）の 現場指揮者	事故等発生責任機関の現場 指揮者

3 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては事故発生責任機関の負担とする

第8節 救援活動

原子力災害、大規模事故災害時における飲料水、食糧及び衣料、生活必需品その他物資等の救援活動を確保、供給し、救援活動に必要なボランティアをはじめとする救援活動要員の円滑な確保などについて定める。

第1 応急給水（上下水道部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第8節「救援活動」第1「応急給水」を準用する。

第2 食糧供給計画（危機管理課・市民生活部・健康福祉部・学校教育部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第8節「救援活動」第2「食糧供給計画」を準用する。

第3 衣料、生活必需品その他物資供給計画（危機管理課・市民生活部・健康福祉部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第8節「救援活動」第3「衣料、生活必需品その他物資供給計画」を準用する。

第4 救援活動要員の確保（危機管理課）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第8節「救援活動」第4「救援活動要員の確保」を準用する。

第5 災害時ボランティア活動センターとの連携（健康福祉部・社会福祉協議会）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第8節「救援活動」第5「災害ボランティアセンターとの連携」を準用する。

第6 要配慮者支援対策（危機管理課・健康福祉部・子ども・未来部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第8節「救援活動」第6「要配慮者支援対策」を準用する。

第7 原子力災害等における飲料水、飲食物の摂取制限等

原子力災害等が発生した際の放射性物質により汚染された飲料水等の摂取制限等について定める。

1 摂取制限等に関する指標（健康福祉部）

国の指示等があったとき、及び県が実施した検査の結果等により、国が示す指標等を超え、地域的な広がり確認された場合や著しい高濃度が確認された場合は、県により地域・品目を限定して飲食物の出荷制限・摂取制限が行われるので、県の指導・助言・指示に基づき、直ちに次の措置及び市民に対し広報を行うこととする。

表 原子力安全委員会による飲食物摂取制限に関する指標

対象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種：I-131)
飲料水、牛乳・乳製品	$3 \times 10^2 \text{Bq/kg}$ 以上
野菜類（根菜、芋類を除く。）	$2 \times 10^3 \text{Bq/kg}$ 以上

対象	放射性セシウム
飲料水、牛乳・乳製品	2×10^2 Bq/kg以上
野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	5×10^2 Bq/kg以上
対象	ウラン
飲料水、牛乳・乳製品	20Bq/kg以上
野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	1×10^2 Bq/kg以上
対象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 (^{238}Pu 、 ^{239}Pu 、 ^{240}Pu 、 ^{242}Pu 、 ^{241}Am 、 ^{242}Cm 、 ^{243}Cm 、 ^{244}Cm の放射能濃度の合計)
飲料水、牛乳・乳製品	1 Bq/kg以上
野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	10Bq/kg以上

注) 乳児用として市販される食品の摂取制限の指標としては、ウランについては20 Bq/kgを、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種については1 Bq/kgを適用するものとする。ただし、この基準は、調理され食事に供される形のものに適用されるものとする。

表 食品衛生法による放射性物質の基準値

食品群	基準値 (ベクレル/kg)
飲料水	1 0
牛乳	5 0
乳児用食品	5 0
一般食品	1 0 0

2 飲料水の摂取制限 (上下水道部)

市は、汚染水源の使用禁止及び汚染飲料水の飲用禁止の措置を行う。

3 飲食物の摂取制限 (健康福祉部)

市は、汚染飲食物の摂取を制限し、又は禁止する措置を行う。

4 農林水産物の採取及び出荷制限 (産業振興部)

市は、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を講ずるよう県に要請するか、又は自ら行う。

第9節 被災地の応急対策

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第9節「被災地の応急対策」を準用する。

第10節 ライフライン施設応急対策 (上下水道部・関係機関)

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第10節「ライフライン施設応急対策」を準用する。

第11節 大規模事故災害及び突発重大事案の災害応急対策（危機管理課・消防本部）

1 突発重大事案の対応

大規模事故災害及び突発重大事案による災害から、市民を守るための各種応急対策について定める。

(1) 突発重大事案

爆発事故、サリン等の大量放出、雑踏事故等の突発重大事案であって、多数の死傷者を伴う社会的反響の大きい事案又は多数の死傷者を伴うおそれがあり、大きな社会的反響が予想される突発事案をいう。

(2) 突発重大事案の対応

市長は、事故現場に出動した警察又は消防本部等から突発重大事案の連絡を受け、又は自ら認知をした場合は、県に通報することとする。

2 サリン等の発散による被害発生又は危険物等の流出時の措置

(1) 警察官又は消防吏員は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散、鉄道災害又は道路災害による危険物等の流出により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品又は危険物等を回収又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとることとする。

(2) 市民は、サリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し、又はこれらが所在する場所を知ったとき、鉄道災害又は道路災害による危険物等の流出を認めたときは、速やかに警察官等に通報することとする。

(3) 県、市は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散、鉄道災害又は道路災害による危険物等の流出により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失することなく自衛隊等の専門家の派遣を要請することとする。

3 大規模事故災害及び突発重大事案における警察活動（関係機関）

県警察本部は、大規模事故災害及び突発重大事案（事故等）が発生した場合は、その危険性及び波及性を迅速、的確に判断し、緊急に初動体制をとるとともに、関係機関との連携のもとに、概ね次の初動措置を行うこととする。

- (1) 被災（害）者の救出、救護及び避難誘導
- (2) 雑踏整理、交通規制及び緊急交通路の確保
- (3) 犯罪の予防及び危険の防止のための警戒警備
- (4) 現場保存、現場検証等の初動捜査活動

- (5) 遺体の収容及び検視
- (6) 被災（害）状況の調査
- (7) 広報活動
- (8) その他必要な措置

第12節 農林関係応急対策（産業振興部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第12節「農林関係応急対策」を準用する。

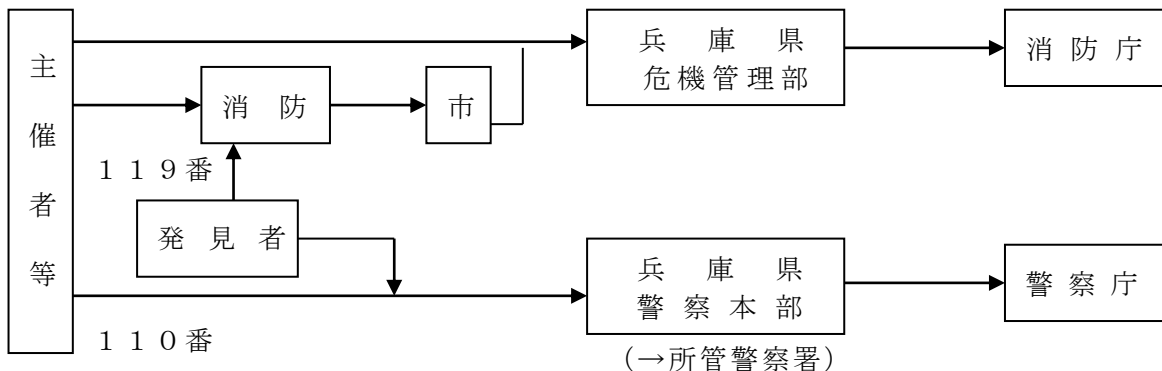
第13節 雑踏事故の応急対策（各部）

雑踏事故の発生及び発生が想定される場合の行事等の主催者等関係機関の対応について定める。

第1 関係機関の情報連携

行事等の主催者、消防本部、警察署、県、市及び三田市医師会等の関係機関は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は第一報の情報伝達を行い、応急対策の終了まで相互に情報交換をするなど、特に緊密な情報連携を図ることとする。

< 第一報の情報伝達系統図 >



第2 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

- (1) 群集の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員及び警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断及び整理を行うこととする。
- (2) 消防本部は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させることとする。

第3 雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を実施することとする。

(1) 行事等の主催者等

行事等の主催者又は鉄道事業者等は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に消防本部、警察署、県（危機管理部）及び市等にその旨を通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努めることとする。

(2) 消防本部

ア 会場及び周辺の道路の混雑状況、消防活動を実施するうえで必要な状況等の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手することとする。

イ 必要に応じて、広域応援を他の消防機関又は県に要請することとする。

ウ 多数の負傷者が発生した場合、三田市医師会へ情報提供を行い、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院（災害医療コーディネーター）と連携をとり、医療上の助言を得るなど医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行うこととする。

(3) 医療機関等

ア 行事等の主催者及び消防本部等と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師及び看護師等の召集など負傷者の受け入れ体制を整えるよう努めることとする。

イ 三田市医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を実施するための医療関係者の派遣等について、協力するよう努めることとする。

(4) 県警察本部（警察署）

ア 事故の拡大防止と負傷者の救護に最善の努力を払うこととする。

イ 事故現場の群集から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保することとする。

ウ 効果的な広報活動により、人心の安定を図ることとする。

(5) 県及び市

県及び市は、雑踏事故発生の第一報を受けた場合、隣接・近接の消防本部等に広域応援の準備を求めるなど、消防本部、災害拠点病院及び三田市医師会と連携して、負傷者の搬送手段及び搬送先医療機関の確保にあたりるとともに、医療関係者の現地派遣の調整に努めることとする。

第4章 災害復旧計画

この計画は、市民生活や経済の安定のための緊急措置、公共施設の災害復旧等について定める。

第1節 罹災証明（財務部・消防本部）

第1編「地震災害対策計画編」第4章「災害復旧計画」第1節「り災証明」を準用する。

第2節 被災者の生活支援（各部）

第1編「地震災害対策計画編」第4章「災害復旧計画」第2節「被災者の生活支援」を準用する。

第3節 経済安定のための産業復旧（産業振興部）

第1編「地震災害対策計画編」第4章「災害復旧計画」第3節「経済安定のための産業復旧」を準用する。

第4節 災害復旧事業の実施（各部）

第1編「地震災害対策計画編」第4章「災害復旧計画」第4節「災害復旧事業の実施」を準用する。

第5節 住宅の復旧（都市整備部・健康福祉部）

第1編「地震災害対策計画編」第4章「災害復旧計画」第5節「住宅の復旧・再建支援」を準用する。

第6節 原子力災害等における各種制限措置の解除

原子力災害等によってなされた各種制限措置の解除について定める。

1 核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害に関する各種制限措置の解除

（危機管理課）

市は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、応急対策として実施された立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置を解除する。

2 その他の対象原子力災害等に係る各種制限措置の解除（各部）

市は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由のない限り、応急対策として実施された立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置を解除する。

3 安全宣言（危機管理課）

県、市その他関係機関は、原子力災害等によってなされた各種制限措置が全て解除されたときは、当該地域における安全が回復した旨を発表する。

第7節 原子力災害等における風評被害等の影響の軽減

原子力災害等による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するための対策について定める。

1 市の措置（危機管理課・総合政策部・産業振興部）

市は、国、県はもとより、各マスメディアの協力を得ながら、的確な情報提供により、原子力災害等による風評被害等の未然防止を図る。

万一、風評被害等が発生した場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のために、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等の施策に十分な配慮を行う。

第8節 原子力災害等における心身の健康相談体制の整備

原子力災害等の事後における健康相談体制の整備について定める。

1 原子力事業者の措置

核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等について、原子力事業者は、相談窓口を設置する等、被災者の対応のため必要な体制を整備する。

2 市の措置（危機管理課・健康福祉部）

市は、国及び県とともに、原子力災害等の発生場所付近の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、通常健康相談窓口において相談に応じるほか、必要に応じ、応急対策として設置した専門相談窓口を継続する等必要な健康相談体制を維持する。

第5章 災害復興計画

この計画は、著しい被害を受けた地域の総合的な復興の推進について定める。

第1節 組織の設置（各部）

第1編「地震災害対策計画編」第5章「災害復興計画」第1節「組織の設置」を準用する。

第2節 復興計画の策定（各部）

第1編「地震災害対策計画編」第5章「災害復興計画」第2節「復興計画の策定」を準用する。